

富澤 まゆ

先日、私の中学校で弁護士出前講座がありました。人権学習の最後に弁護士の先生がどんな話をされるのだろう、と興味がありました。

天草ひだまり総合法律事務所から林浩一先生が来られました。講話の最初に弁護士バッジを触らせてもらいました。思っていたよりも、大きくて分厚かったです。そして、弁護士になるためにはどのような勉強をしなければならないかを教えてもらいました。私が驚いたのは、司法試験に合格してもすぐに弁護士になれるわけではなく、司法修習という研修を受けなければならないということでした。とても難しい試験を合格した後にも、勉強をしなければならないなんて、とても大変だなと思いました。

いじめとは、教室の中で終わる話ではなく、場合によっては、刑事告訴や損害賠償請求が行われると話されました。つまりいじめとは人権を踏みにじる犯罪なんだとわかりました。今は SNS 等によるいじめがよくあります。SNS によるいじめをなくすために、林先生は三つの方法を教えてくれました。一つ目は、傷つく書き込みなどによる集団でのいじめに参加せず、発見した場合は制止する。二つ目は書き込む前に、自分のこととしてとらえる。三つ目は SNS を行う場合に、親の同意を得る。SNS によるいじめも犯罪になる場合があるので、知らず知らずのうちにいじめに加わることがないように、今回教えてもらったことを忘れずに、これからの学校生活に活かしていきたいです。